# 発注者ナビ

Vol.5

"地域インフラ" Ver.3.0 サポートプラン関東

発信日: 19/8/19

◆『発注者ナビ』とは・・・発注関係事務の取り組みを共有するものです。

品確法※1の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が自ら行う発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針である運用指針※2に基づく取組みの一層の推進を図ることを目的に、関東地方整備局、都県・政令市や区市町村の運用指針に基づく発注関係事務の主な取組み事例等を共有するものです。

※1「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 ※2「発注関係事務の運用に関する指針」

#### ★コンテンツ

- 1) 新・担い手3法(品確法及び建設業法・入契法の一体改正)について
- 2) 発注見通しの統合・公表の拡大について

#### ★特集

1) 働き方改革関連の取組み (週休2日、熱中症対策、監理技術者等の現場専任)

#### 1)新・担い手3法(品確法及び建設業法・入契法の一体改正)について~

<概 要>

- ○令和元年6月の通常国会において、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保することなどを背景に、新・担い手3法(公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)、建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法))が一体改正されました。
- 〇改正品確法には、全国的に相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題に対応するための内容が盛り込まれています。
- ★詳細はコチラをクリック

新・担い手3法(品確法及び建設業法・入契法の一体改正)について

http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000027.html

※改正品確法の基本理念を現場で実現するため、地方公共団体、業界団体等の 意見を聴き、発注者共通の運用指針を改正するための取組を実施中です。



#### <u>2)発注見通しの統合・公表の拡大について~</u>

<概 要>

○<u>平準化に向けた取り組みのひとつ</u>として、運用指針に基づき各発注者が連携し<u>発注見通しの</u> 地区単位等での統合に取り組んでおり、関東地方整備局ではH29. 4より四半期ごとに取りま とめ公表しています。 引き続き参画機関の拡大を図って行きます。

<R1.7月期のポイント>

- 〇 H31. 1月期より30機関が新たに参画し、全体で約93%(440/472機関)が参画※ <u>茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県</u>の1都5県で全区市町村が参画
- ★詳細はコチラをクリック

発注見通しの統合

http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000152.html

発注見通し統合

【関東地整HPトップのバナー】

# 働き方改革関連の取組み

(週休2日、熱中症対策、監理技術者等の現場専任)

### 週休2日に向けた取組事例

○ 関東地方整備局をはじめ、各公共工事発注機関における**週休2日確保に** 向けた取り組み事例を紹介しています。

【関東地方整備局】

- 週休2日チャレンジサイト http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000021

働き方改革・建設現場の 週休2日応援サイト

【関東地整HPトップのバナー】

【茨城県】

完全週休2日制促進工事・快適トイレ普及促進工事について

https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/syukyu2ka.html

【千葉県】

令和元年度週休2日制適用工事の拡大について

https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/press/2019/syuukyuu2.html

【さいたま市】

「さいたま市週休2日ステップアップ工事≪受注者希望型≫(土木)」の試行について

https://www.city.saitama.jp/005/003/022/001/p064827.html

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正く関東地整>

- 関東地方整備局では、工事現場の安全(熱中症)対策に係る経費として、気候 及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を実施しています。
- ★詳細はコチラをクリック

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要 http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000028.html

【国土交通省】建設現場における熱中症対策事例集 https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf



# 主任技術者及び監理技術者の「専任」の明確化について

○ 現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場で業務を行うことが基 本ですが、研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等の理由により短期間現 場を離れることは可能です。

※いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。

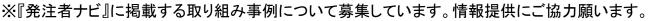
★詳細はコチラをクリック

主任技術者及び監理技術者の「専任」の明確化について(改正)

http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf

【関東地方整備局】土木工事書類作成マニュアルの改定

※短期間現場を離れる際の工事打合せ簿の作成例を掲載しました http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html



※『発注者ナビ』に掲載する取り組みの詳細については、各関係機関へ直接お問い合わせ下さい。 また、事務局へお問い合わせいただければ担当窓口をご紹介いたします。